政令

所得税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

昭和四十四年十一月二十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　保利　茂

政令第三百七十三号

所得税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第九条第一項第五号の規定に基づき、この政令を制定する。

所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)の一部を次のように改正する。

第二十条の二中「三千六百円」を「四千二百円」に、「六百円」を「七百円」に、「七百円」を「九百円」に改める。

附　則

1　この政令は、公布の日から施行する。

2　改正後の第二十条の二(非課税とされる通勤手当)の規定は、昭和四十四年六月一日以後に受けるべき同条に規定する通勤手当(同日前に受ける当該通勤手当の差額として追給されるものを除く。)について適用し、同日前に受けるべき同条に規定する通勤手当及び同日以後に受けるべき当該通勤手当で同日前に受けるものの差額として追給されるものについては、なお従前の例による。

3　昭和四十四年六月一日以後に受けるべき前項の通勤手当でこの政令の施行の日前に受けたものに係る所得税法第四編第二章第一節(給与所得に係る源泉徴収義務及び徴収税額)の規定の適用については、改正後の第二十条の二及び同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

大蔵大臣　福田　赳夫
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　保利　茂

省令

○農林省令第五十一号

植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和四十四年十一月二十日

農林大臣　長谷川四郎

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。

別表の一の項の植物の欄中「ココやし」を「ココやしの生果実並びに成熟していないバナナの生果実」に改め、同表の二の項の植物の欄中「かんきつ類」の下に「(台湾から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるポンカンであつて農林大臣が定める基準に適合しているものを除く。)」を加える。

附　則

この省令は、昭和四十四年十一月二十五日から施行する。

訓令

省中一般

農林大臣　長谷川四郎

○農林省訓令第33号

農林省文書管理規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和44年11月20日

農林省文書管理規則の一部を改正する訓令

農林省文書管理規則(昭和33年農林省訓令第27号)の一部を次のように改正する。

第56条第1項中「行なう」を「郵送により行なう」に改め、同条第3項を次のように改める。

3　文書課長又は文書管理責任者は、郵送する文書の内容により特に必要があると認めるときは、通常郵便物若しくは小包郵便物とすること又は郵送、書留その他の特殊取扱いとすることを指定することができる。

第57条第1項を次のように改める。

第57条　農林省本庁舎の近傍にある官庁等にあつて文書を発送する場合及び郵送によるときは事務の遂行上支障が生ずると認められる場合には、前条第1項の規定にかかわらず、使送により送付することができる。

第57条第2項中「前項ただし書」を「前項」に改め、同条第3項中「第1項ただし書」を「第1項」に改める。

第57条の次に次の1条を加える。

(発送年月日の記入)

第57条の2　文書を発送したときは、省受文書にあつては大臣官房の課又は内局の庶務課において、庁受文書にあつては外局の庶務課において、それぞれ当該文書の原議の施行年月日欄にその発送年月日を記入するとともに、その発送した文書の原議となつた起案文書に係る文書原簿の該当欄にその発送年月日その他必要な事項を記入するものとする。

第58条第1項中「第56条第3項」を「前条」に改める。

第62条中「差いて電報通信紙」を「差づいて電報発信紙」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、文書管理責任者が特に必要があると認めるときは、大臣官房の課又は内局若しくは外局の庶務課において電話により電報取扱局に電報を発信することができる。この場合には、電報発信紙への浄書は、要しない。

別表第1の21の項の要決事項の欄中「第94条第3項」を「第101条の2第4項」に改め、30の項の次に次のように加える。

30の2	国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)第4条の規定による職員(次に掲げる法律に関する事務に従事する者に限る。)の外国出張の旅行命令及びその変更に関する事項　一　外国為替及び外国貿易管理法(昭和24年法律第228号)、輸出入取引法(昭和27年法律第299号)、輸出貿易管理令(昭和25年政令第378号)、輸入貿易管理令(昭和27年政令第414号)、輸出入品に関する関税定率法(明治43年法律第54号)、輸出入品に関する関税暫定措置法(昭和35年法律第54号)、輸出入品に関する関税暫定措置法施行令(昭和35年政令第71号)、輸出入品に関する関税暫定措置法施行規則(昭和35年大蔵省令第52号)、輸出入品に関する関税暫定措置法の特例に関する法律(昭和36年法律第111号)、輸出入品に関する関税暫定措置法の特例に関する法律施行令(昭和36年政令第300号)、輸出入品に関する関税暫定措置法の特例に関する法律施行規則(昭和36年大蔵省令第61号)、輸出入品に関する関税暫定措置法の特例に関する法律の特例に関する法律(昭和37年法律第139号)、輸出入品に関する関税暫定措置法の特例に関する法律の特例に関する法律施行令(昭和37年政令第380号)、輸出入品に関する関税暫定措置法の特例に関する法律の特例に関する法律施行規則(昭和37年大蔵省令第73号)、輸出入品に関する関税暫定措置法の特例に関する法律の特例に関する法律の特例に関する法律(昭和38年法律第150号)、輸出入品に関する関税暫定措置法の特例に関する法律の特例に関する法律の特例に関する法律施行令(昭和38年政令第390号)、輸出入品に関する関税暫定措置法の特例に関する法律の特例に関する法律の特例に関する法律施行規則(昭和38年大蔵省令第76号)、輸出入品に関する関税暫定措置法の特例に関する法律の特例に関する法律の特例に関する法律の特例に関する法律(昭和39年法律第151号)、輸出入品に関する関税暫定措置法の特例に関する法律の特例に関する法律の特例に関する法律の特例に関する法律施行令(昭和39年政令第390号)、輸出入品に関する関税暫定措置法の特例に関する法律の特例に関する法律の特例に関する法律の特例に関する法律施行規則(昭和39年大蔵省令第77号)、輸出入品に関する関税暫定措置法の特例に関する法律の特例に関する法律の特例に関する法律の特例に関する法律の特例に関する法律(昭和40年法律第152号)、輸出入品に関する関税暫定措置法の特例に関する法律の特例に関する法律の特例に関する法律の特例に関する法律施行令(昭和40年政令第390号)、輸出入品に関する関税暫定措置法の特例に関する法律の特例に関する法律の特例に関する法律の特例に関する法律施行規則(昭和40年大蔵省令第78号)、輸出入品に関する関税暫定措置法の特例に関する法律の特例に関する法律の特例に関する法律の特例に関する法律の特例に関する法律(昭和41年法律第153号)、輸出入品に関する関税暫定措置法の特例に関する法律の特例に関する法律の特例に関する法律の特例に関する法律施行令(昭和41年政令第390号)、輸出入品に関する関税暫定措置法の特例に関する法律の特例に関する法律の特例に関する法律の特例に関する法律施行規則(昭和41年大蔵省令第79号)、輸出入品に関する関税暫定措置法の特例に関する法律の特例に関する法律の特例に関する法律の特例に関する法律の特例に関する法律(昭和42年法律第154号)、輸出入品に関する関税暫定措置法の特例に関する法律の特例に関する法律の特例に関する法律の特例に関する法律施行令(昭和42年政令第390号)、輸出入品に関する関税暫定措置法の特例に関する法律の特例に関する法律の特例に関する法律の特例に関する法律施行規則(昭和42年大蔵省令第80号)、輸出入品に関する関税暫定措置法の特例に関する法律の特例に関する法律の特例に関する法律の特例に関する法律の特例に関する法律(昭和43年法律第155号)、輸出入品に関する関税暫定措置法の特例に関する法律の特例に関する法律の特例に関する法律の特例に関する法律施行令(昭和43年政令第390号)、輸出入品に関する関税暫定措置法の特例に関する法律の特例に関する法律の特例に関する法律の特例に関する法律施行規則(昭和43年大蔵省令第81号)、輸出入品に関する関税暫定措置法の特例に関する法律の特例に関する法律の特例に関する法律の特例に関する法律の特例に関する法律(昭和44年法律第156号)、輸出入品に関する関税暫定措置法の特例に関する法律の特例に関する法律の特例に関する法律の特例に関する法律施行令(昭和44年政令第390号)、輸出入品に関する関税暫定措置法の特例に関する法律の特例に関する法律の特例に関する法律の特例に関する法律施行規則(昭和44年大蔵省令第82号)　二　農林省本庁及び農林省関係の出先機関(農林局を除く。)の長	上

別表第1の42の項の次に次のように加える。

42の2	国を当事者又は参加人とする訴訟について国の利害に関係のある法律(194号)第2条又は第3条(同法第9条において準用する場合を含む。)の規定により法務大臣が指定する職員の指定又は弁護士の選任に関するものとして別表第14に掲げるものを除く。)	上
42の3	農林大臣を当事者又は参加人とする訴訟等に関し、国の利害に関係のある訴訟について法務大臣の指定等に関する法律第5条(同法第9条において準用する場合を含む。)の規定による職員の指定又は弁護士の選任に関すること。	上
42の4	行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第23条第2項(同法第45条第1項において準用する場合を含む。)の規定による意見に関すること。	上

別表第1の156の項の次に次のように加える。

156の2	土地収用法(昭和26年法律第219号)第18条第2項第4号から第6号までの規定による意見書の交付に関すること(地方農政局が要決処理するものを除く。)。	上